

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第363回）  
第113回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部  
米子市新型コロナウイルス感染症対策本部  
第46回倉吉市新型コロナウイルス感染症対策本部  
境港市新型コロナウイルス感染症対策本部  
合同会議

➤ 日時：令和4年12月28日（水）午前11時から

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会  
（テレビ会議参加）

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市

鳥取市保健所

鳥取県町村会 宮脇会長（湯梨浜町長）

東部町長会 金兒副会長（智頭町長）

中部町村会 松浦会長（三朝町長）

西部町村会 陶山会長（南部町長）

鳥取大学医学部 千酌教授（アドバイザー）

➤ 議題：

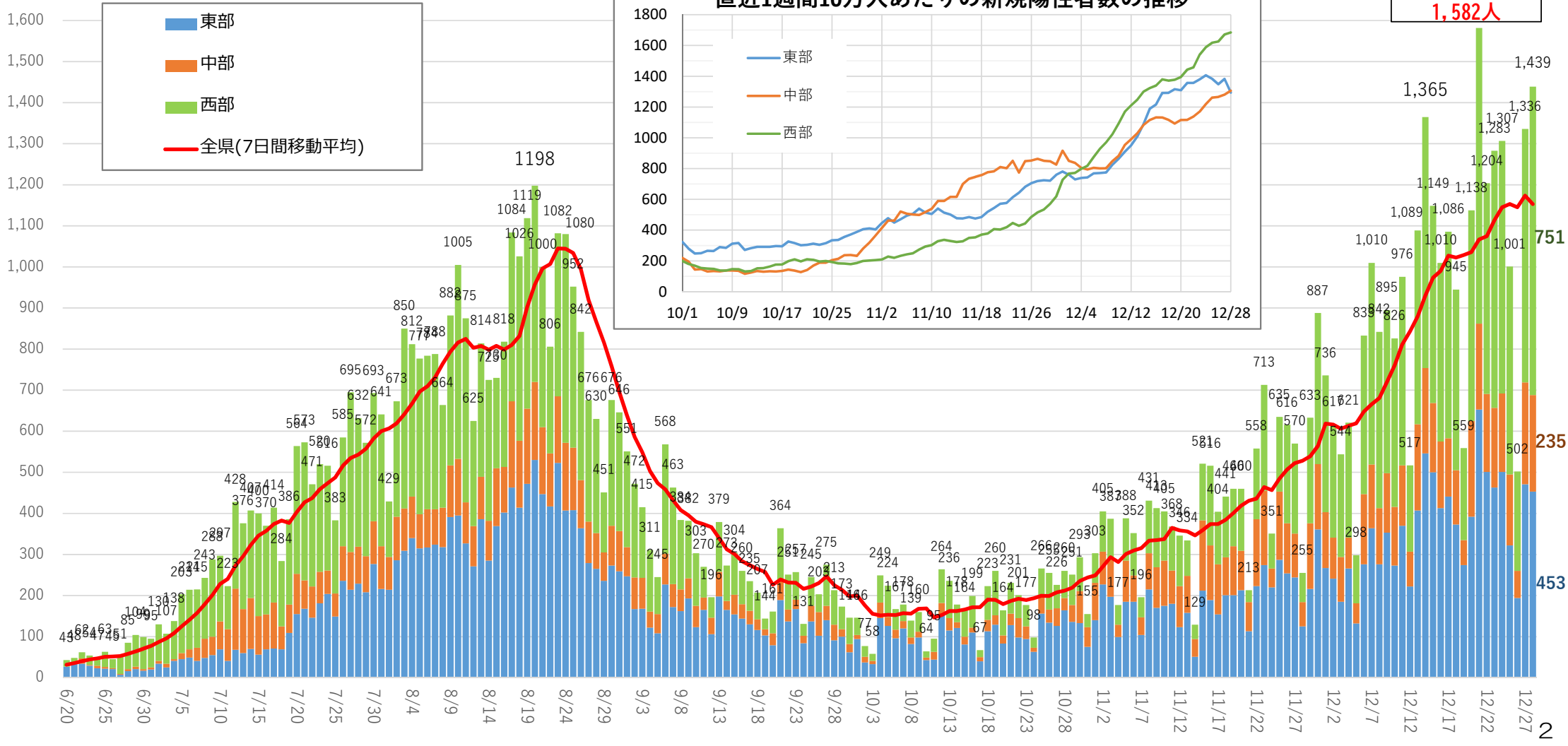
（1）県内の感染状況について

（2）その他

# 鳥取県の新規陽性者数の推移

[12/28は速報値]

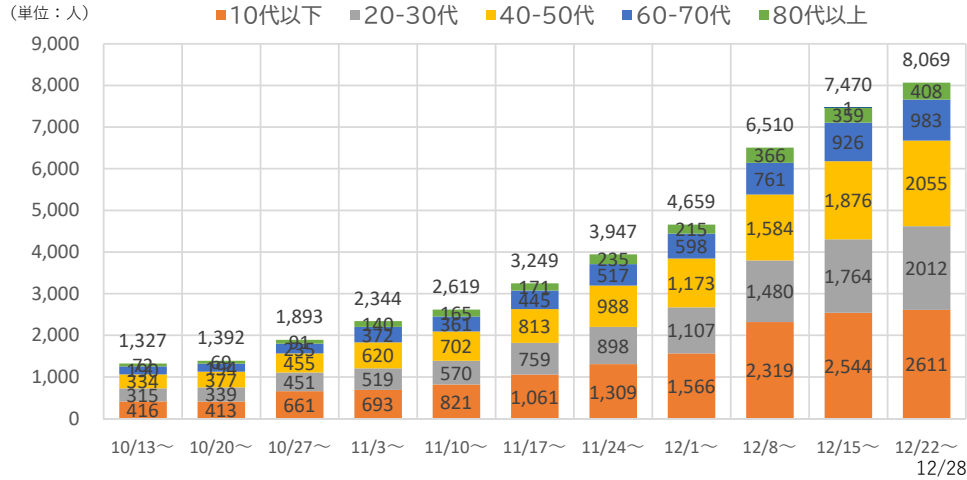
12/21過去最高値  
1,582人



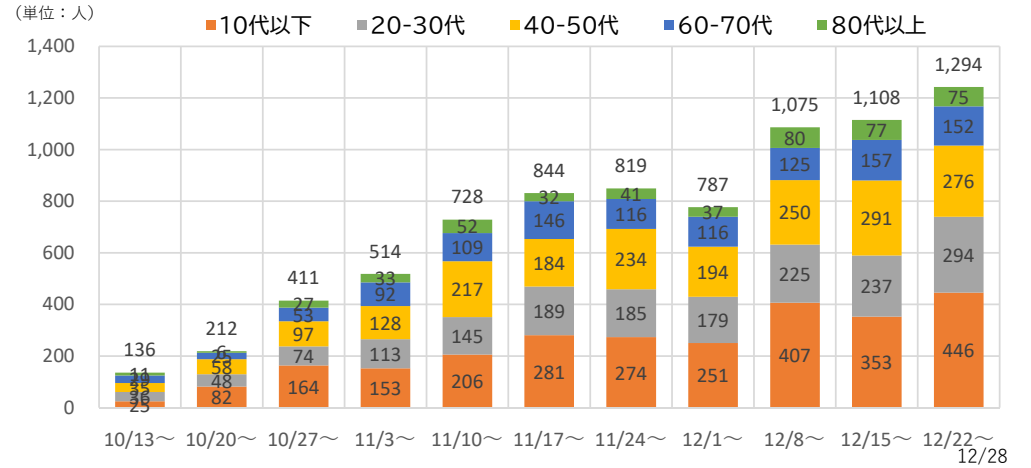
# 鳥取県の年代別感染者数(7日間毎)

[12/22~12/28は速報値]

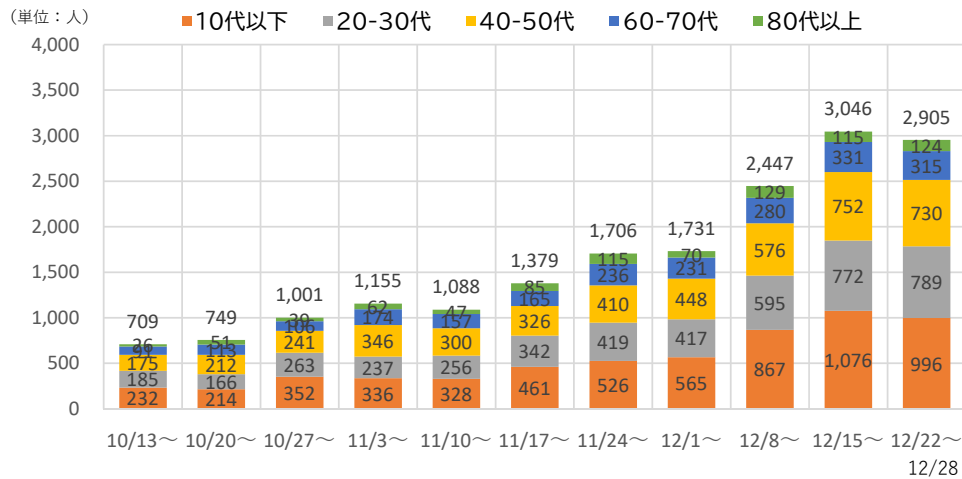
## 【全県】



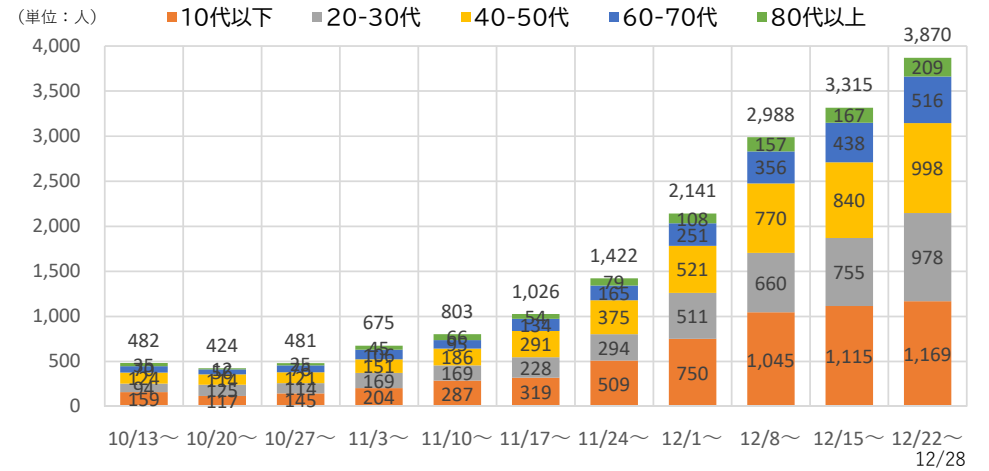
## 【中部】



## 【東部】



## 【西部】



# 県内におけるオミクロン新系統の発生状況

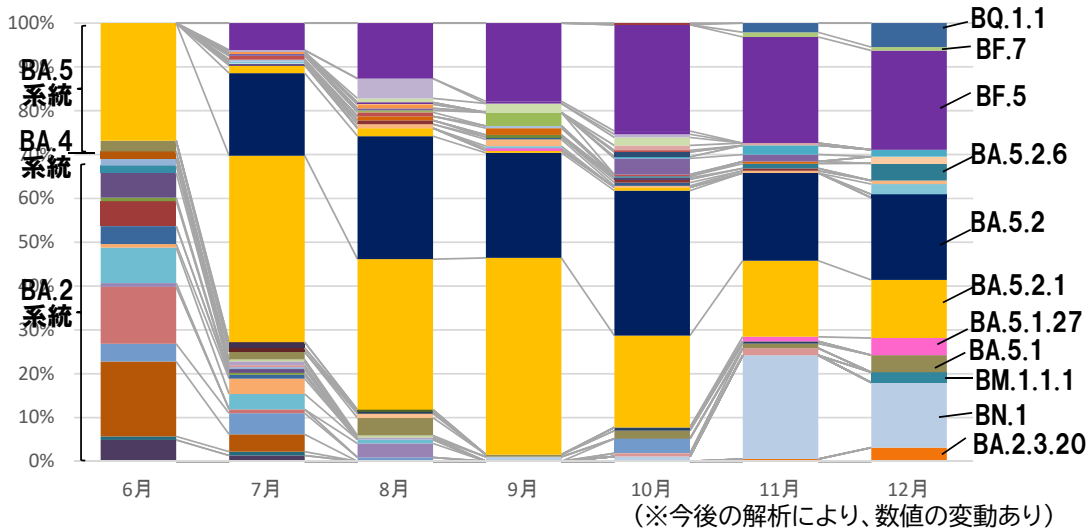
○県内は、従来からの「BA.5系統(BF.5、BA.5.2、BA.5.2.1等)」に加え、新系統の変異株も確認  
 ➡ 様々な変異株により感染が拡大

- ・ゲノム解析では「BN.1(BA.2.75系統)」:10月3件(東中西各1)→11月以降64件(東29、中8、西27)
- ・変異株スクリーニング検査ではL452R陰性(BA.2系統疑い)の割合が増加傾向  
 10月下旬[10/17-23]:1%→12月中旬[12/12-18]:25%
- ・その他「BA.2.3.20」:11月1件(西1)→12月4件(中3、西1)、  
 「BF.7(BA.5.2.1系統)」:11月2件(東2)→12月1件(東1)も複数検出

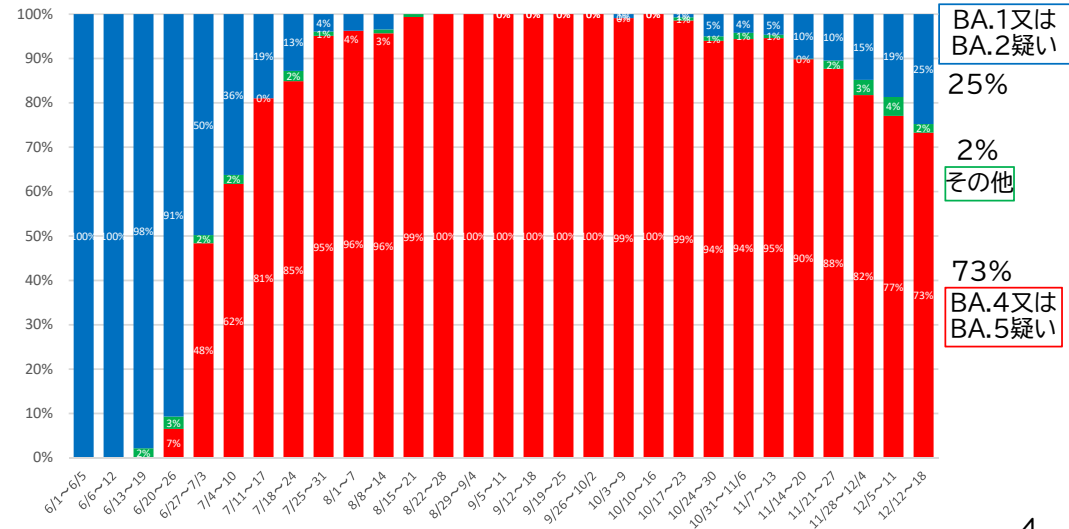
○全国的に流行が懸念される「BQ.1系統」が12月も増加 ※[%]は解析件数に対する割合

- ・【ゲノム解析】「BQ.1.1(BA.5.3系統)」:11月4件[2.1%](いずれも西部)→12月7件[5.5%](東4、中1、西2)

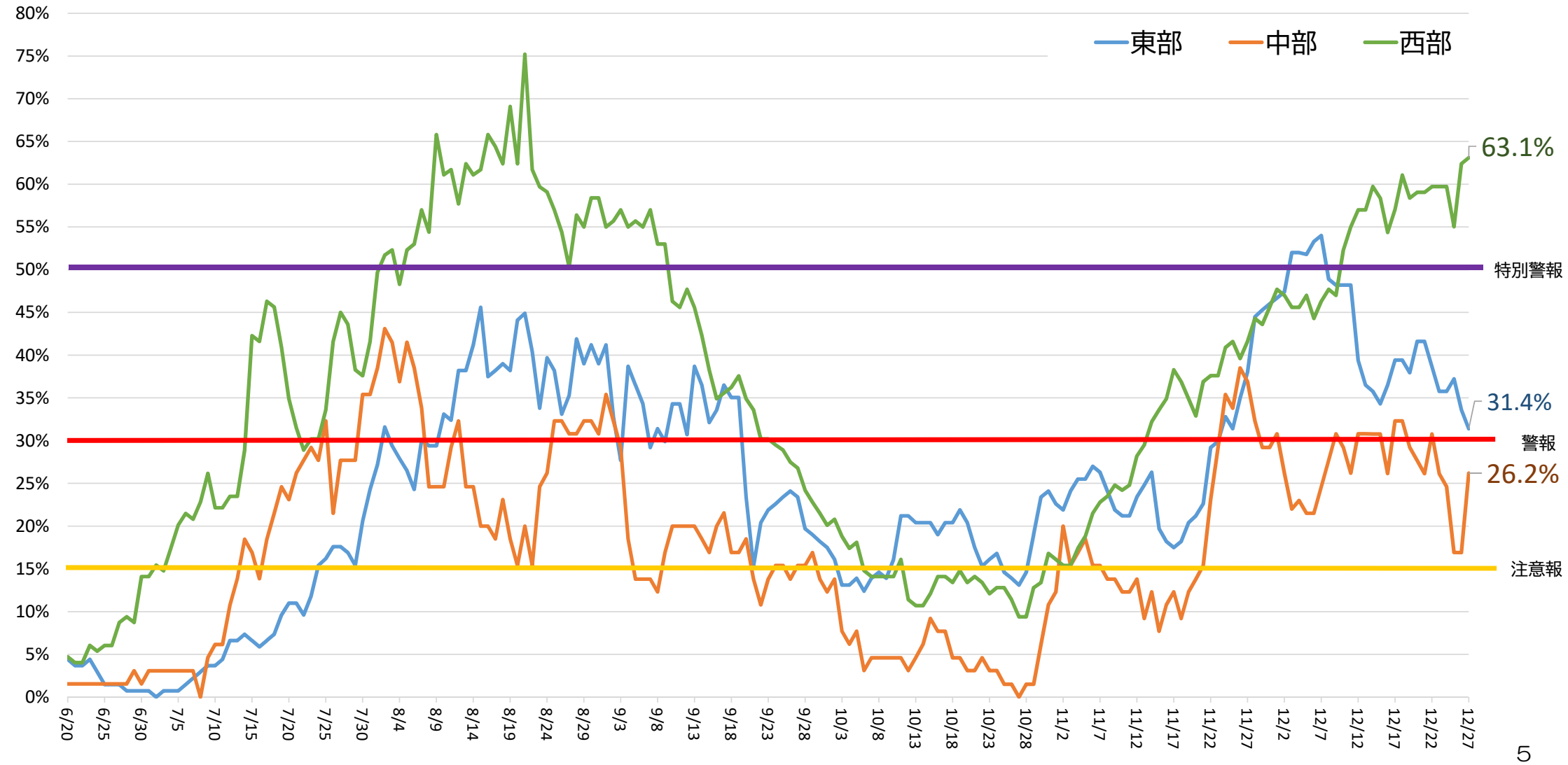
【鳥取県】ゲノム解析結果の推移



【鳥取県】L452R変異株スクリーニング結果の推移



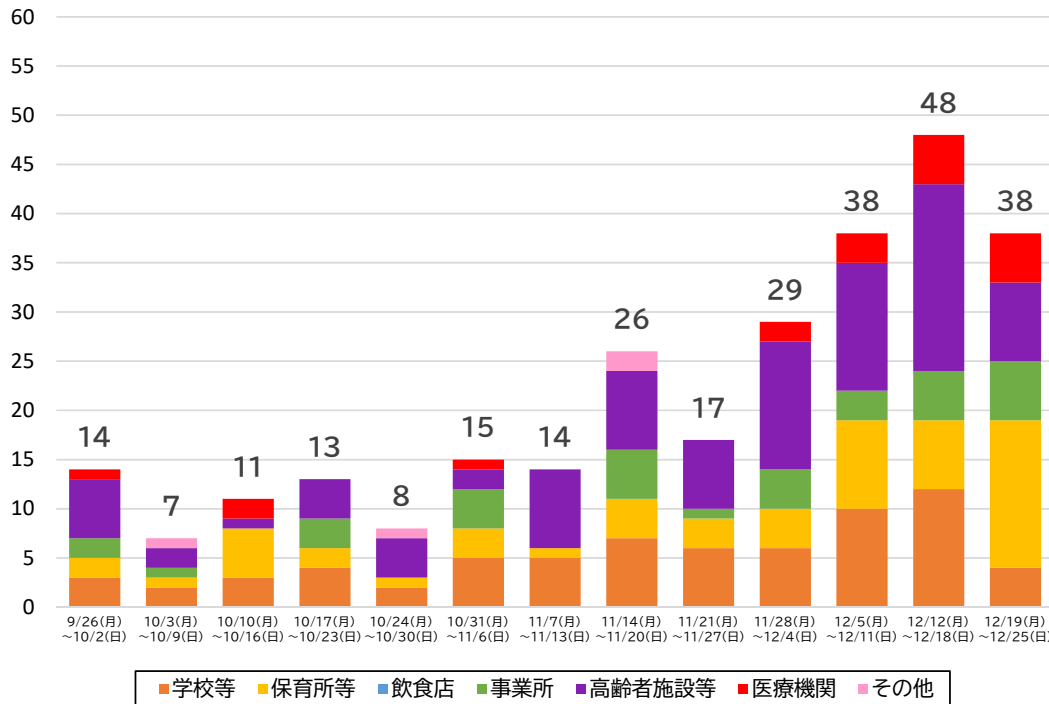
# 病床使用率の推移



# クラスター発生状況と感染の連鎖

## ■最近のクラスターの発生状況とその傾向

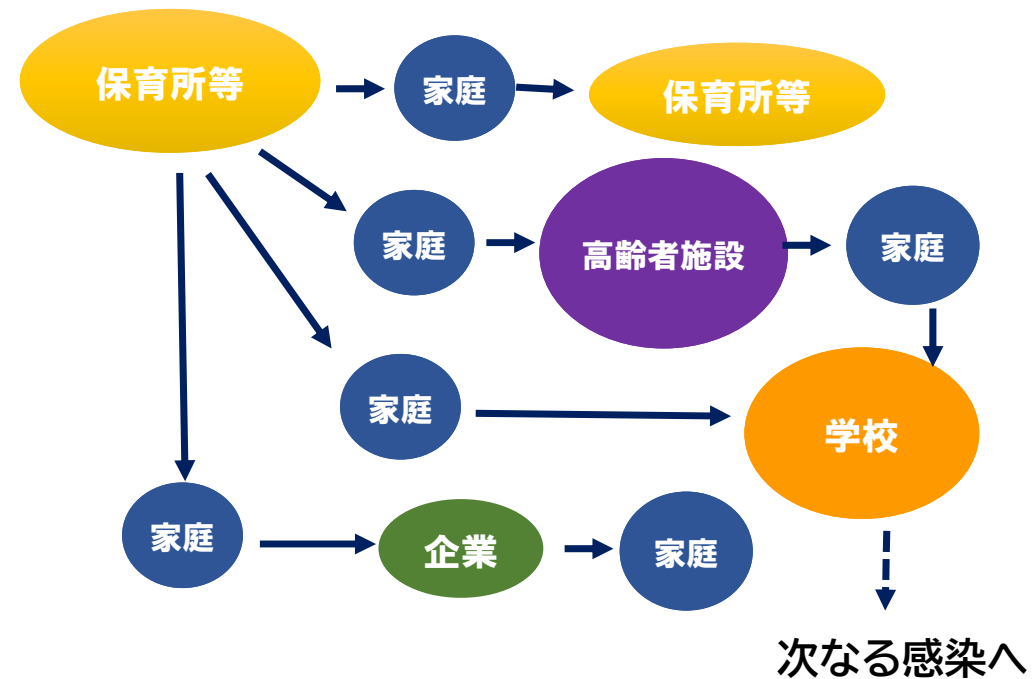
- 高齢者施設・医療機関・学校・保育所でのクラスター発生が止まらない状況
- 先週は特に保育所等のクラスターが多発
- 高齢者施設、医療機関の感染拡大から医療提供体制への負荷が増大



## ■感染の連鎖状況

- 家庭を介して、各施設での感染が連鎖
  - 複数のルートから施設にウイルスが侵入してきている状況
- 各施設での早期の発見、囲い込み、封じ込めが急務

### <感染連鎖例>



# 年末年始は特別の感染予防を！

一日当たりの陽性者数が、県中西部ではこれまでで最も多いレベル、県東部も高い水準で確認され、感染力が過去最強の変異株による感染急拡大が続いています

入院治療が必要な方が増加して一般医療にも影響を及ぼしかねない状況です。重症化リスクの高い御高齢の方等が感染すれば、入院治療が必要な方が更に増え、医療を逼迫するだけでなく持病の悪化など命に関わる事態になりかねません

今までより重症化は少ないウイルスですので、重症化リスクの低い方は、自宅での療養で回復する傾向です。ぜひ冷静にご対応ください

基本的な感染対策をレベルアップし、御自身や大切な御家族、そして重症化リスクの高い御高齢の方等を守り、みんなで安心な年末年始を過ごしましょう！

鳥取県 鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町  
湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町

# 年末年始は基本的な感染対策の徹底を

(特措法第24条第9項に基づく要請 地域:県内全域、期間:R4.12.28-R5.1.13)

## ① 年末年始の親戚・友人など近しい人との交流でも感染対策の徹底を

- ◆ 距離が確保できない場合や会話を行う場合など 場面に応じたマスクの着用
- ◆ 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- ◆ 寒くても エアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ◆ 人ごみなど 密な場所への立ち入り時には特に注意を

## ② お出かけの際は、感染対策のレベルアップを

- ◆ 帰省等の県外往来や大きなイベント参加の際は 積極的に無料検査を受検
- ◆ 忘新年会や同窓会などの会食の際は、大人数を避け、マスク会食を徹底
- ◆ イベントの前後も含めて 大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- ◆ 感染、重症化、後遺症予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種を(年末年始までに)

## ③ コロナに感染した場合の備えを

- ◆ 今までより 重症化は少ないウイルスなので、各家庭で市販の解熱剤や抗原定性キットなどを準備
- ◆ 体調が悪ければ外出を控え、まずは かかりつけ医に相談するなど、診療時間内に受診
- ◆ 夜間・年末年始など診療時間外は、“受診相談センター”や“救急ダイヤル”に相談



# 年末年始の外来医療体制、セルフケア・適正受診のお願い

■ 12/30～1/3の間、発症者向けに「**年末年始抗原検査キット無料配布センター**」を開設します。(事前予約制)  
東・中・西部の会場で希望者に抗原検査キットを配布します。 **予約専用電話 ☎080-8920-5685 (受付9:00～18:00)**

■ 発熱等で受診を希望される場合は、**受診相談センター**又は事前に各医療機関にご連絡ください。  
その他の疾患の場合は**救急ダイヤル**の電話相談を利用しましょう。

[発熱等で相談先に迷う場合:受診相談センター]

[その他の疾患の場合]

受付時間	連絡先
9:00～17:15	<b>12/29～1/3:☎ 0857-26-7985</b> FAX 0857-26-8143 上記以外の日:☎ <b>0120-567-492</b> FAX 0857-50-1033
上記以外の時間	東部 ☎ 0857-22-5625 中・西部 ☎ 0857-26-8633

	連絡先
おとな救急ダイヤル	☎ #7119
こども救急ダイヤル	☎ #8000

■ 年末年始は、各急患診療所及び一部の医療機関・薬局で発熱患者に対応します。これは、医療機関・薬局のご協力により、特別に例年以上に開けていただいているものです。混雑が予想されますので、**各家庭で市販の解熱剤や抗原定性検査キットを備蓄するなど、セルフケアの準備**をお願いします。また、**適正受診**にご協力ください。

区分		12/29(木)	12/30(金)	12/31(土)	1/1(日祝)	1/2(月)	1/3(火)	1/4(水)	備考	
東部	東部医師会急患診療所 (☎ 0857-22-2782)	19:00～22:00	9:00～17:00 19:00～22:00				19:00～22:00		内科・小児科	
	開院する診療・検査医療機関数	47	22	16	9	12	9	60		
中部	中部休日急患診療所 (☎ 0858-22-5780)			9:00～12:30 13:30～21:00						内科・小児科。※ 17:00～18:00は除く
	開院する診療・検査医療機関数			35	13	6	4			4
西部	西部医師会急患診療所 (☎ 0859-34-6253)	19:00～22:00	9:00～22:00					19:00～22:00	内科・小児科	
	境港日曜休日応急診療所 (☎ 0859-44-4173)			10:00～12:00 13:30～17:00			10:00～12:00 13:30～17:00			内科・小児科
	開院する診療・検査医療機関数			58			26			10
県計(急患診療所を含む数)		142	63	36	22	30	25	177		

## みなさんの力で救急医療を守りましょう

- 冬季に入り、救急外来を受診する患者さんが増えています。重症患者の診療に影響が及ばないように、医療機関の適切な利用にご協力ください。
- 夜間や休日の救急外来では、急を要さないPCR検査は受け付けておりません。
  - ・感染不安のある方、無症状の方は、無料検査をご利用ください。
  - ・症状のある方は、年末年始抗原検査キット無料配布センターをご利用ください。

### [症状に応じた利用を心がけましょう]

○夜間や休日の救急外来は、緊急の入院や手術などが必要な重症患者の対応に備えています。

体調が悪い時は、まずはかかりつけ医に相談する、常備薬で様子を見るなどして、通常の診療時間内に受診しましょう。

※発熱等の症状がある場合は、事前に医療機関に電話で相談し、受診方法を確認しましょう。

○時間外で医療機関に相談できない場合は、新型コロナウイルス感染症に関しては受診相談センターを、その他の疾患の場合は救急ダイヤルの電話相談を利用しましょう。

### [各家庭で解熱剤、抗原検査キットの準備を]

○家庭内感染が増加しています。各家庭で市販の解熱剤や抗原検査キットなどを準備しておきましょう。

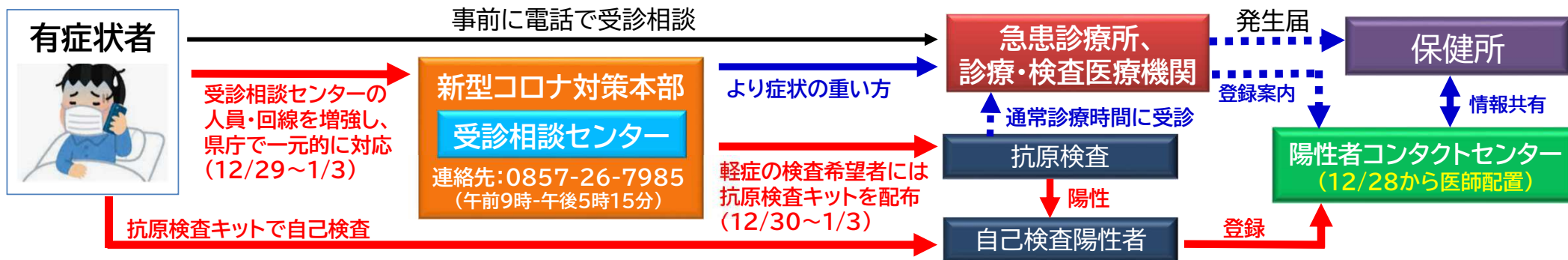
# 年末年始の外来診療・投薬体制の強化

## 1. 開業する医療機関、薬局の確保

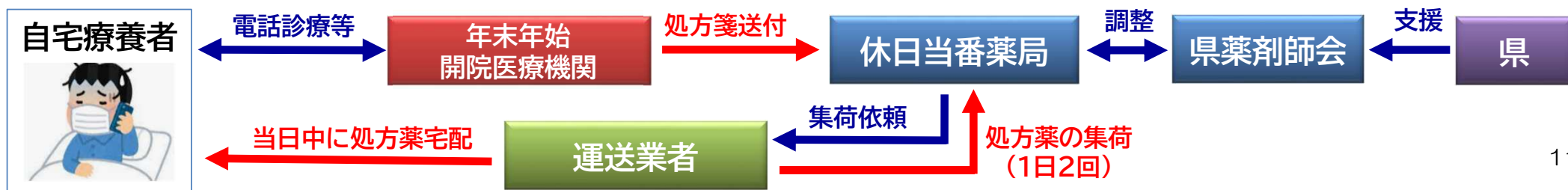
	12/31	1/1	1/2	1/3	備考
医療機関	36	22	30	25	各地区の休日急患診療所では対応人員・検査体制を増強(医療機関は例年の2倍に増加)
薬局	29	11	18	17	

→例年に比べて医療機関の体制は強化されますが、すべての方が受診されると外来がひっ迫し、重症化リスクの高い方の治療にも影響するため、以下の体制で分散化を図ります

## 2. 開業する医療機関のひっ迫を防ぐためのバイパス機能



## 3. 年末年始おくすり宅配システムの整備(12/31~1/3)



# コンタクトセンターにおける新型コロナ陽性者の確定診断

➤ 外来診療への集中を緩和し、医療機関の負担軽減を図るため、**12月28日(水)**より運用開始

＜対象者＞ 次の(1)～(7)を全て満たす方

※鳥取市コンタクトセンターにおいても同様の方法で同日に運用開始

- (1)鳥取県内在住の方(長期滞在も含む)
- (2)65歳未満の方
- (3)妊娠していない方
- (4)基礎疾患等の重症化リスク因子(※1)等が無い方
- (5)肥満(BMI30以上)ではない方
- (6)登録時に軽症状又は無症状(※2)で、医療機関の受診は不要とご自身で判断できる方
- (7)市販薬を活用して自宅療養が可能である方

※1…悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用、その他の事由による免疫機能の低下等  
※2…自己検査または無料検査所で、抗原定性検査により陽性判明した無症状の方は、改めて無料検査所でPCR検査を受検してください

上記対象者で、  
ア. 薬局等の無料検査  
イ. 抗原検査キットによる自己検査  
(ただし体外診断用医薬品に限る)  
の結果が陽性だった方

①検査結果をwebから申請



②判定結果の通知(メール)

陽性者  
コンタクトセンター  
(医師配置し、確定診断  
を実施)

電子申請での登録

こちらの二次元コードから  
(東部の方) (中西部の方)



電話での問い合わせ  
(東部の方) 0857-30-8555  
(中西部の方) 0857-26-8633

③陽性確定の場合、そのまま**自宅療養**  
(症状が悪化した場合は医療機関を受診)

③陽性者登録するとともに、希望に応じてパルス  
オキシメーター配布、健康観察を実施

# 年末年始も無料検査(PCR検査等)をご活用ください

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。  
帰省等の前後に、感染不安を感じたらお近くの検査所をご予約ください。

ご不明な点はコールセンターへご相談ください。

鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563 (年末年始も毎日9時~17時)

- 年末年始(12/29~1/3)も、十分な検査体制を確保し、県内56ヶ所の**無料検査所**において令和5年1月13日まで検査実施中です。

※東部24ヶ所、中部12ヶ所、西部20ヶ所で検査実施 新型コロナ特設サイトに会場一覧を掲載 ⇨  
※年末年始でも1日あたり2,200件超の検査が可能な体制を準備



## 感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)

## ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査

旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。





# 年末までにワクチン接種をすませましょう！

- オミクロン株対応ワクチンを接種した場合の発症予防効果は71%と、非常に高い効果があることが実証されています。（2022年12月13日 国立感染症研究所発表）
- 新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、県営接種会場を29日に特別開設しますので、ワクチンを接種して、新しい年をお迎えください。

【参考】 [オミクロン株対応ワクチンの接種状況（12/26時点）](#) 本県:205,408（37.2%） 全国:43,384,734（34.4%）

特別開設

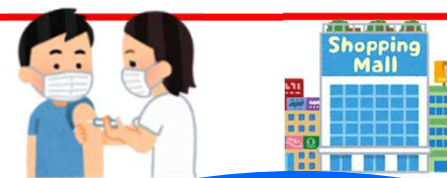
12/29  
(木)

○ トリニティモール Bゾーン1階（鳥取市南隈）

○ イオンモール日吉津 東館1階（日吉津村日吉津）

コールセンター（午前10時から午後7時まで）

電話:080-8989-0416(平日) 090-6833-1661(土日祝日)



インフルエンザの  
同時接種も可能です  
(有料)

<県営接種会場> 新年は、1月5日から開始します

[ 東部 ] トリニティモール 1/5(木),6(金),7(土)

[ 中部 ] 倉吉シティホテル 1/6(金),7(土)

[ 西部 ] イオンモール日吉津 1/5(木),6(金),7(土),8(日)

※8日は小児のみ

乳幼児接種の相談は、かかりつけ小児科医のほか、  
県の『乳幼児接種ワンストップ相談窓口』を  
御利用ください。

<問い合わせ先>（午前8時30分から午後5時）

（電話）0857-26-7976

（ファクシミリ）0857-26-8168



# 年末年始における学校の感染対策の徹底

- ・ 県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」が発出されるなど、感染拡大が続いています。
- ・ 年末年始を迎えるにあたり、今後、**県内外の往来や人との接触機会の増加**が予想されます。感染防止に向けて、**換気の徹底、正しいマスクの着用、手指消毒の徹底**など、家庭や地域での感染対策をより一層徹底しましょう。

## ◆年末年始の感染対策

- 風邪症状のほか、倦怠感・のどの違和感などの**体調不良**がある場合は、外出を控えるなど、決して無理をしない、また、速やかにかかりつけ医等の医療機関を受診する
- 多くの人で集まる際は、**マスクの着用、距離の確保、大声を出さない**など基本的な感染対策を徹底



## ◆部活動の感染対策

- 顧問は、活動前後及び活動中の**生徒の体調管理**を徹底し、発熱等風邪症状など体調不良がある場合は活動に参加させない。
- 顧問は、生徒に対し、**手指消毒、マスクの着用（活動中以外）、共用物の消毒、換気**など基本的感染対策の徹底を指導
- 部室等利用時の感染防止対策を徹底（利用人数制限、換気の徹底、飲食禁止や会話を控える等）



## ◆冬季休業明けの対応

- 体調に不安がある場合は、決して登校・出勤しない（同居家族が体調不良の場合も同様）
- 帰省等で県外を往来した場合や大きなイベントに参加した場合で不安がある場合は、**無料PCR検査の受検を推奨**



## 保育所・幼稚園等・放課後児童クラブの感染対策の徹底

- 抗原定性検査キットでの職員全員の検査を週1回から週3回に  
⇒PCR検査等支援事業補助金も有効に活用いただき、職員の健康管理、施設内の感染拡大防止の徹底を引き続きお願いします
- 保育所等での感染が拡大  
⇒可能な場合は登園を控え、家庭での保育をお願いします
- 年末年始は帰省や旅行など普段会わない人と会う機会が増加  
⇒施設内にウイルスが持ち込まれることがないように、休み明けには園児・児童・職員の健康確認の徹底をお願いします

連日、保育所・幼稚園等において、大規模なものを含め、多数のクラスターが確認されています

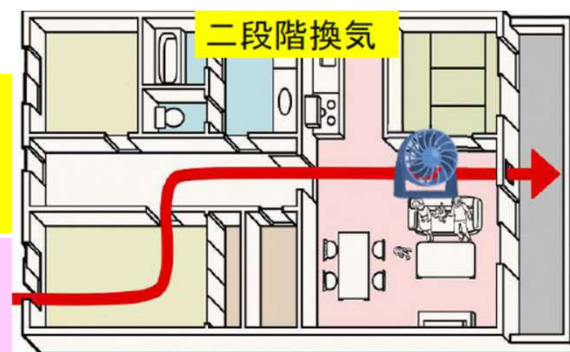
- ・家族（きょうだい）が体調不良の場合を含め、体調不良の園児が登園することがないように協力を依頼
  - ・暖房使用時もこまめな換気を心掛け、空気の流れを意識した換気の実施
  - ・職員の休憩は時間差で、空いている保育室などを活用して分散して行う
  - ・放課後児童クラブにおいては、学校施設を利用するなど、密を避ける工夫を行う
- ・保育所・幼稚園等に加え、希望する放課後児童クラブにも抗原検査キットの配布を行います



## 社会福祉施設の感染対策の再徹底

- 年末年始は帰省等に伴い、家庭内感染を契機とした職員の持ち込みも懸念されます。感染予防緊急対策を活用した自主隔離による感染対策をお願いします。
- 入所施設において、短期間で急速に感染が広がる例が目立ちます。各施設におかれましては、改めて感染対策の徹底をお願いします。
- 感染初期の対応が重要となっています。早期検査による囲い込みを行い、感染の拡大抑制に努めてください。また、入所施設におかれましては、感染者への投薬等、早期の必要な医療提供をお願いします。

窓を開けにくい季節ですが、感染力の強いオミクロン株には特に換気の徹底が大切です。人がいない部屋から空気を取り込み、廊下等を通すことで少し暖まった新鮮な空気を人のいる部屋に入れる「二段階換気」を行うなど、工夫して感染対策に取り組みましょう。



### ○感染予防緊急対策として自主隔離支援を開始します。

期間：令和4年12月28日～令和5年1月31日

対象：職員がホテル等に自主隔離するための宿泊費用等を負担する社会福祉施設・医療機関経営者。  
(入院協力医療機関については別途助成制度があるため除く。)

### ○社会福祉施設での感染予防に必要な物品・物資の購入支援を開始します。

期間：令和4年12月28日～令和5年1月31日

対象：介護サービス施設等、障がい福祉サービス施設等の感染予防・拡大防止対策として、サーキュレーター、パーテーション等感染予防対策物品及び消毒液等の消耗品の購入

### ○PCR検査等支援事業補助金の支援拡充を1月13日まで延長しています。

## 医療機関の感染対策の再徹底

- 医療機関における院内感染発生事例が増加しています。今一度、**基本的な感染予防策の徹底**とともに、**積極的及び幅広い検査の実施による早期発見、早期対策**をお願いします。
- 年末年始は帰省等に伴い、家庭内感染を契機とした職員の持ち込みも懸念されます。感染予防緊急対策を活用した**自主隔離による感染防止対策**をお願いします。

### 医療機関関係者の陽性者数 ※福祉・医療施設感染症センターへの報告件数

(10月) 1日~10日(63人)、11日~20日(69人)、21日~31日(110人)	計242人
(11月) 1日~10日(121人)、11日~20日(57人)、21日~30日(188人)	計366人
(12月) 1日~10日(152人)、11日~20日(245人)	

### ●感染予防緊急対策としての自主隔離支援(12/28~1/31まで)

【対象】職員がホテル等に自主隔離するための宿泊費用等を負担する社会福祉施設・医療機関経営者(入院協力医療機関については別途助成制度があるため除く)

【内容】一人あたり一日6,000円以内を全額補助

### ●PCR検査等支援事業補助金の支援拡充(1/13まで延長)

【対象】職員、職員家族、利用者(患者) 【内容】補助率10/10、施設内一斉検査も対象

### 職員が実施する基本的な感染対策の徹底を

最近確認された院内感染事例でも基本的な感染対策ができていないことが確認されています。

- ・N95マスクの装着方法が不適切、装着後のチェックを行っていない。
- ・PPE着脱場所に着脱手順書が掲示されていない。
- ・不適切なゾーニング(陽性患者が散在している)により、防護服の着脱回数が多く感染リスクが高くなっている。等

➔**研修動画(YouTube配信)の積極的な活用(院内教育)をお願いします。** ※医療機関関係者のみの限定公開  
動画配信(~令和5年1月末まで延長) 【内容】①手指衛生 ②マスクの着脱 ③PPEの着脱 ④ゾーニングの考え方

# 年末年始の県庁業務

## ■ 無休で電話相談窓口を開設

### ・生活困りごと相談窓口

電話番号：0857-26-7688 / 080-5757-4962

相談内容：新型コロナや物価高騰等の影響を受けてお困りの方など 生活上の困りごとに関する相談を受け付け

### ・経済対策予算ワンストップ相談窓口

電話番号：0857-26-7538

相談内容：各種補助制度（国、県、市町村）、資金繰り支援策など 事業者支援に関する相談を受け付け

※各県立ハローワークでは、12月29日に年末特別相談窓口を開設

期間：12/29～1/3  
時間：9時～17時

## ■ コロナ応援体制

更なる感染拡大に備えて **年末年始も職員の応援体制を確保**

- 最大3,000人の陽性者に対応できるよう、業務体制(最大400人規模)を構築済み
- 陽性者数増に伴い、コンタクトセンター応援職員を増員し県庁講堂で実施中  
応援職員数 100人規模 (年末年始も陽性者数に応じ、柔軟に調整)  
・コンタクトセンター 30人 ・保健所応援・クラスター対応 等 70人

## ■ 年始も分散勤務やリモート・在宅勤務を継続

・職場の密度を下げ、職場内感染を防止する観点から、**12/19（月）～1/9（月・祝）の期間については、不急業務の先送りを行うとともに、分散勤務やリモート・在宅勤務を徹底**

- 各窓口等の実施体制は確保しながら、会議等については可能な限り実施期間を期間外に変更
- 年末年始行事の見直し・・・ 仕事始め式は1月10日に実施。
- 職員の積極的な年次有給休暇の取得も推奨
- 県庁内での感染発生時の業務継続のためのバックアップ体制も整備済み(別室勤務、在宅勤務などの非接触型の分散勤務の徹底等)

# 「鳥取県版 新型コロナ警報」 (12月28日現在)

**東部・西部地区に「特別警報」、中部地区に「警報」を発令しています。**

オミクロンの様々な新規系統が確認され、感染拡大が続いています。  
高い緊張感をもって、今一度感染対策の確認、徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	特別警報	12/6～
中部地区	警報	11/27～
西部地区	特別警報	12/13～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(12/27)> 東部( 31.4 %)、中部( 26.2 %)、西部( 63.1 %)

⇒東部・中部地区は、感染拡大していることから、それぞれ「特別警報」、「警報」を継続しています。

## 県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出中

人口10万人・週あたりの新規陽性者数が1,000人を超え、新規株が顕著になってきていることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出しています。

一般の事業所、高齢者施設、学校、保育所等での集団的感染が続いています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:200人超/週 警戒:500人超/週 嚴重警戒:1,000人超/週
東部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,294.0人/週
中部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,306.5人/週
西部地区	感染急拡大嚴重警戒情報	12/14～	1,684.6人/週

# 「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

新規陽性者数は高い水準となっているが、最大確保病床使用率及び重症病床使用率が「レベル3」の水準未滿、かつ、コロナ重症者はいないため、コロナ医療が必要な人へ適切な医療ができていることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (12月27日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,458.4人 (8,071人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	43.9% (154/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	23.4% (11/47床) <small>コロナ重症者数0人(※)</small>	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(12月27日現在)
PCR陽性率(直近1週間)	46.8% (8,071人/17,230件)

※コロナ重症者:新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引きによる  
(ICU 入室 又は 人工呼吸器が必要な者)



# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが12/27（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

## 1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
724	高齢者福祉施設	○	鳥取市	10名	12/18～26
725	高齢者福祉施設	○	鳥取市	18名	12/20～26
726	社会福祉施設	○	鳥取市	7名	12/21～26
727	鳥取市立浜村保育園	○	鳥取市	17名	12/21～27
728	保育所	○	鳥取市	6名	12/22～26
729	高齢者福祉施設	○	東伯郡	8名	12/20～25
730	高齢者福祉施設	○	米子市	7名	12/12～15
731	鳥取県立境高等学校	○	境港市	7名	12/24～27
732	保育所	○	米子市	8名	12/24～27
733	大山町立大山きょうぼく保育園	○	大山町	7名	12/25～26
734	伯耆町立こしき保育所	○	伯耆町	6名	12/25～27

## 2 患者対応

陽性者は、入院、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（724例目）

## 高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者10名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	



# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（725例目）

## 高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者18名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（726例目）

## 社会福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者7名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドラインを参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（727例目）

## 鳥取市立浜村保育園

陽性者数	所在地
園関係者17名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/28（水）から休園している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>鳥取市は施設名を公表することを了解済み。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（728例目）

## 保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者6名	鳥取市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/24（土）から一部のクラスを閉鎖している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（729例目）

## 高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び利用者 8 名	東伯郡
<b>まん延防止のための措置（第 6 条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、最小限の範囲で運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第 7 条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第 8 条）</b>	
<p>「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（730例目）

## 高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
職員及び入所者7名	米子市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（731例目）

## 鳥取県立境高等学校

陽性者数	所在地
学校関係者7名	境港市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、学校は12/24（土）から冬期休業中である。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>鳥取県教育委員会は、施設名を公表することを了解済み。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（732例目）

## 保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者8名	米子市
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/26（月）午後から休園している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	



# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（733例目）

## 大山町立大山きゃらぼく保育園

陽性者数	所在地
園関係者7名	大山町
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>大山町は施設名を公表することを了解済み。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（734例目）

## 伯耆町立こしき保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者6名	伯耆町
<b>まん延防止のための措置（第6条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>保健所は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、12/26（月）午後から一部のクラスを閉鎖し、12/28（水）は休園する。</li></ul>	
<b>公表について（第7条）</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>伯耆町は施設名を公表することを了解済み。</li></ul>	
<b>必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）</b>	
<p>「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

## 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

## 感染を責めることは誰にもできません

**感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

**障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。**

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

**感染したことで悩んだら、下記に相談してください。**

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392